

# 住民監査請求監査報告書

## 第1 請求の内容

### 1 請求人

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

### 2 請求書の提出

令和8年1月28日

### 3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書による請求の内容は、次のとおりである。

#### (1) 請求の趣旨

次のことを高知市長に勧告することを求める。

元農林水産部参事（以下「元参事」という。）が給与を詐取り返金した43万6,033円に対する金利分を新たに追加請求すること。

#### (2) 請求の理由

請求人は、住民監査請求書において、以下の事実を上げ、請求の理由としている。

ア 元参事が令和6年2月1日から7年8月31日までの間に「庶務事務システム」を不正登録し詐取した合計118時間57分の勤務時間等に係る給与43万6,033円について、高知市からの返還請求により同年11月12日に全額返還されているが、返還額には元参事が不正に給与を受け取った日から返還した日までの金利分が含まれていない。

イ 元参事の行為は、刑法第246条第1項の詐欺罪であることは明白であり、手に入れた43万6,033円は違法行為による利得であり、民法第709条によって不法行為による損害賠償責任がある。

ウ したがって、公金である給与を詐取された高知市は、各給与支給日から詐取金が返還された7年11月12日までの金利として、民法第404条の規定に基づき年3%分を元参事に新たに請求すべきである。

## 第2 請求の受理

本件監査請求は、要件審査の結果、令和8年1月29日の監査委員協議会において、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を備えているものと認め、これを受理することを決定した。

## 第3 監査の実施

### 1 証拠の提出及び陳述の機会

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和8年2月12日に証拠の提出及び陳述の機会を付与したが、請求人からは証拠の提出及び陳述の意向が示されなかった。

## 2 監査対象事項

元参事から返還された給与相当額43万6,033円について、利息相当額を追加請求すべき請求権の行使を怠っている事実があるか否かを監査対象とした。

## 3 監査対象部局

監査対象部局は、次の部局とした。

高知市総務部

## 4 監査の方法

監査を実施するに当たっては、請求人の主張する事実を確認するため、総務部に関係資料の提出を求めるなどして調査を実施するとともに、総務部職員から聴取するなどして調査した。

## 5 監査の実施期間

令和8年1月29日から8年3月5日まで

# 第4 監査の結果

## 1 事実関係の確認

前記関係資料及び総務部職員からの聴取等によれば、本件の事実関係は次のとおりと報告されている。

### (1) 職員の出退勤時刻の管理について

高知市職員の服務については、法令その他別に定めがあるもののほか、「高知市職員服務規程」で定められている。

上記規定によれば、職員は、定刻までに出勤し、自ら電子計算機を利用して職員の出退勤を管理する「庶務事務システム」における出勤簿に出勤の時刻を記録しなければならないと、退勤時においても出勤と同様に退勤時刻を記録しなければならないこととされている。

また、出退勤の時刻の記録を忘却した際は、正規の出退勤の時刻に併せて忘却理由を付して、所属長等に対し「打刻忘却申請」を行い、決裁を受けなければならないとされている。

### (2) 元参事の出退勤時刻の虚偽申請について

令和7年8月に農林水産部長から総務部に対し、元参事の出退勤について不審な点があるとの報告があり、総務部において6年度以降の「庶務事務システム」における出勤簿及び「打刻忘却申請」の状況を調査するとともに、「職員情報共有システム」へのログイン時間の調査を行い、9月に元参事への聞き取り調査を行った。

総務部の聞き取りに対して元参事は、「新たな職場でうまくいかないこともありプレッシャーや焦りから自暴自棄になってしまった」と供述している。

その結果、総務部において、元参事が勤務の実態がないにもかかわらず、打刻忘却申請によって出勤簿を偽装したと認定し、その件数（54件）、時間（118時間57分）を特定した。

なお、出勤簿の偽装及び件数、時間については元参事も認めている。

### (3) 総務部の対応

総務部では、勤務実態がないと特定された上記件数、時間については、遡って「欠勤」の取扱いとし、勤務実態に即した給与等の再計算を行い、元参事に対して、過払いとなった給与等43万6,033円（以下「過払い給与等」という。）を令和7年11月11日に請求し、翌12日に元参事から全額返還を受けている。

なお、総務部においては、元参事に対する過払い給与等の請求をするに当たり、利息相当額は付していない。

元参事に対しては、6年2月から7年8月までの期間において、勤務の実態がないにもかかわらず

らず、出勤簿の打刻忘却申請により勤務を装っていたことをもって、7年11月20日に停職6か月の懲戒処分を行い、元参事は同日付けで依願退職をしている。

また、元参事の上司である農林水産部長に対しては、その監督責任を問い、同日付けで訓告処分としている。

## 2 監査委員の判断

### (1) 請求人の主張について

本件請求において請求人は、元参事に対して、過払い給与等に対する利息相当額の請求を怠っていると、その行使を求めている。

### (2) 総務部の主張について

本件請求に対して総務部は、欠勤を事由として給与の返還を求める場合には、利息相当額の返還は求めているため、民法第703条の不当利得返還請求権を根拠に過払い給与等の返還を求めたものと説明があった。

### (3) 判断

#### ア 給与相当額の返還について

本件に関する総務部提出の関係資料及び総務部職員からの聴取及び総務部が認定した事実等を監査する限りによれば、元参事は勤務の実態がないにもかかわらず、打刻忘却申請によって出勤簿を偽装し、特定された件数、時間に相当する給与を受領していたこと、これら事実については元参事も認めていることなどから、民法第703条による不当利得に該当すると認められ、当局において過払い給与等を返還させたことは妥当と認められる。

#### イ 利息相当額の返還について

民法第704条は、悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならないとしているところ、悪意の受益者とは受益に法律上の原因のないことを知っている者をいう（最判昭和37年6月19日最高裁判所裁判集民事61号251頁）。

本件事実関係等によれば、元参事は、勤務していなかった時間について、休暇申請ではなく、出退勤の時刻の打刻忘却申請によって、勤務をしていたかのように偽装していたものであり、給与を受け取る法律上の原因がないことを知っていたと認められるから、悪意の受益者に該当する。

したがって、民法第704条に基づき、過払い給与等に利息を付して返還請求すべきものと認められる。

## 3 結論

監査委員は、請求人から提出された「住民監査請求書」及び総務部から提出された各種資料等に基づき審査検討を実施した。

その結果、本件については、元参事の不当利得となった給与等に対する利息相当額について、当該請求権の行使を怠っていると認められる。

以上のことから、元参事に対して、不当利得となった給与等に対する利息相当額について、令和8年3月末日までに、民法第704条に基づき追加請求すべきものとして、勧告する。